委員会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

1. 視察概要

委員会名	議会運営委員会
委 員 名	中鉢和三郎、只野直悦、佐藤仁一、八木吉夫、佐藤弘樹、関武徳、相澤孝弘
日時	平成 31 年 1 月 21 日(月)~平成 31 年 1 月 23 日(水)
視 察 先	1. 大阪府大東市 2. 愛知県北名古屋市 3. 岐阜県可児市
出席者(説明者)	1. 大東市議会事務局 竹中参事補佐、推葉総括次長
	2. 北名古屋市議会 永津議会運営委員長、山中議会事務局長
	3. 可児市議会 山田善弘議員,渡辺仁美議員、田上議会事務局長

2. 視察内容	
視察項目	1. 議会改革の取り組みについて(大阪府大東市、愛知県北名古屋市、岐阜県可児市)
視察内容	1. 議会改革の取り組みについて(大阪府大東市)
	大東市は、大阪府の東部にあって、河内平野のほぼ中央に位置し、昭和 31 年に住
	道町、南郷村、四条町の2町1村が合併し、人口約3万人の市として誕生しました。そ
	して、その後の急速な人口増加と都市化に伴い、現在の人口は 12 万人超にまで膨れ
	上がっています。
	面積は約 18.27 平方キロメートルで、東部は豊かな自然が息づく金剛生駒国定公園
	を含む山間部が3分の1を占め、西部は標高3メートル以下の平野部が広がっていま
	す。野崎参りに代表されるコンパクトな大阪市の衛星都市として発展しています。
	議会の構成は、条例定数、現員数ともに 17 名で、40~50 代がその多くを占めてお
	り、議員の平均年齢は 49.9 歳です。
	①議会基本条例に規定された主な項目
	・第2条の2 通年議会
	・第7条 議会報告会の開催
	・第8条 夜間議会や日曜議会の開催
	・第 11 条の 2 一問一答方式の活用と反問権
	・第 11 条の 2 議決事件の拡大
	・第 15 条 出前委員会の開催に努めること
	·第 16 条 自由討議
	②改革後の主な議会活動
	・定数の削減
	・特別委員会を 10 委員会設置している。

•出前議会報告会

- •政策意見交換会
- ・政策タウンミーティング
- •夜間議会、日曜議会
- ・一般質問でのモニター使用→平成25年導入、80インチモニター3台
- •出前委員会
- 議場講演会、議場コンサート
- ③議会市民レポーター制度の設置要綱について
 - ·導入→H22 年~(公募は 23 年度から)
 - ・定数→約10人、現在は11人。
 - ・18歳以上の市民
 - レポーターからの意見及び提案の反映努力。

≪主な質疑応答≫

- 政策意見交換会の開催状況と出席団体などについて
 - ⇒市内には約 180 団体があるが区長会などの団体が多い。また、子育て団体な ど課題別的に行っている。
 - ⇒事前に要望や課題等をとり、整理の上開催する。開催後は議会運営委員会が まとめ、執行者側にも提出する。
- ・市民レポーターの募集にどのくらいの応募があるのか?
 - ⇒任期1年で再選は構わない。会派推薦が主体であり、なり手がいない。 選考に規制はないが、地域的な偏りを調整するとしている。11 人中、女性が 7 人となっている。年齢が高くなっている。
- ・夜間・日曜議会の開催に努力されている工夫などは?
 - ⇒3月に日曜議会を開催している。会派代表質問。お昼から夕方まで。

夜間議会は、一般質問として会派 1 名で 40~50 分以内で行っている。

- ・日曜議会など傍聴者や市民の参画によって、議会や執行者側の緊張感や質など の向上はどうか?また、18歳以上の若手者の動員や参画は?
 - ⇒一定数の傍聴者を招待しているので、ある程度の活性は見られるが、質の向上の点はどうとも言えない。ライブ中継などネットで見える化したことにより、傍聴者が当初より減っている。
 - ⇒議員個々にはやっている点も見られるが、なかなか難しいのが現実です。
- ・政策意見交換会及びタウンミーテイングの違いと反映の仕方は?
 - ⇒政策意見交換会は、事前届け出の代表者が発表し、議員側が答弁的意見を行う方式。これの補完的な位置づけとしてタウンミーテイングを行うこととしたが、 平成 27 年に 1 回開催しただけである。提案や意見については、理事者側にも 提出している。

- 2. 議会改革の取り組みについて(愛知県北名古屋市)
 - ①議会改革について
 - ○取り組みの背景

平成 18 年 3 月 20 日、2 町の合併により北名古屋市が誕生した。当初、旧 2 町の現職議員が大半を占める議会構成であり、旧町の異なる議会運営方針を主張し、議会運営は困難を極めた。こうした中で、地方分権時代に相応しい改革と活性化を図るための手段として、全議員で構成する、議会改革推進協議会を設置し、取り組んできた。

○経過

H18 年 8 月 ~ 議会基本条例の素案作成

H19 年 4 月 12 日 議会改革推進協議会設置(全議員で構成)

9月28日 議会改革推進部会の設置(会派代表等10名で構成)

12月21日 議会基本条例の上程・可決

H20年7月1日 条例施行

≪主な質問事項≫

- 議会改革で行った取り組み内容全般について。
 - ⇒これまでの取り組み実績として、H19.12 月に「北名古屋市議会基本条例」制定、H20.7.1 に「市議会モニター制度」実施、H20.10.8 に「災害時における議会対応について」、H26.4 月より「議員定数削減」(24名→21名)、H24.4 月に「議会報告会開催」、「議会インターネット録画中継導入」、「政務活動費の条例一部改正」(月額1万円→月額3万へ)、「議員のタブレット活用」など、19項目について実行している。
- ・取り組み中の議会改革で、現在、特に力点を置いているものは何か。
 - ⇒現在、継続協議しているのは 3 項目。「議会報告会の在り方」、「委員会における議案外質問及び発言通告」、「市議会モニターについて」、 以上の 3 項目に加え、議会へのタブレット導入、ペーパレス化への試行・研究中である。

②議会モニター制度について

○制度導入の経緯

議会基本条例で、モニター制度を設置できるとしたが、市議会活動及び 委員会活動並びに議員活動に反映させるため、平成 20 年 7 月に「議会モニター設置要綱」を制定し、導入実施した。

〇制度実施内容

モニター委嘱は全て公募で選考、10 名以内とし、基本条例に即した議会運営・議会活動がなされているか、議会傍聴を通して意見や提言をいただき、さらに、議

会だより、ホームページ等にも意見や提言をいただき、議会運営に市民意見を反映させることを目的とする。

職務は、「本会議並びに常任委員会及び特別委員会を傍聴し議会運営の見聞を広めること」、「議会の運営についての意見、提案等を文書により提出すること」、「議会が行うアンケート、調査等に回答すること」、「モニター会議に出席して意見交換を行うこと」としている。

任期は、委嘱の日から年度末まで。再任は妨げない。

モニターから議会へのフィードバックとしては、「市議会モニターの意見・提案書」を議員控室に置き、議員が閲覧し、市民ニーズを把握している。さらに、市議会モニター会議を開催し、正副議長と議運委員長が出席し、意見交換している。

モニター制度実施後の変化や効果については、まずその意見を受けての主な 改善内容として、「議場のマイク改修(傍聴席へのスピーカー設置)、「委員会及び 特別委員会の傍聴席、机の増設、設置」、「本会議、常任委員会及び特別委員会 の資料の貸し出し」などが挙げられ、その効果として、議員や当局の発言が聞き 取りやすくなった。そして、資料の貸し出しによって、審議内容が理解しやすくなっ たとの声が寄せられている。

今後の課題としては、公募選考しているが、応募者が同一化する傾向と、高齢者の応募が多くなってきているため、女性や若い世代、各種団体等の取り込みが課題であり、先行の方法の見直し検討を必要としている。

3. 議会改革の取り組みについて(岐阜県可児市)

可児市は、人口 101,292 人、41,490 世帯(平成 30 年 4 月 1 日現在)の市で、世界一のバラ園花フェスタ記念公園には 7,000 品種約 3 万株が植えられているという挨拶から議会改革の説明に入った。

足掛け8年にわたり議会改革を行ってきた可児市議会の内容について、連日のよう に視察調査の申し入れがあり、対応に忙しい日々とのことである。

さてその内容であるが、可児市議会は4つのサイクルマニュアルプラン(民意を反映する政策タイムプラン)を設定している。また、正副議長は申し合わせにより1年交代としており、正副議長の選出は立候補制とし、議場にて立候補者による所信表明演説を10分以内、質疑を10分以内で実施して、動画配信による公開をしている。就任時議長はマニフェスト掲げて、それに基づき議長職における引き継ぎ事項(提言)として、議会BCPの策定について検討すること、次年度は議会BCPの策定へ、次年度はBCPに基づく議会防災訓練を実施するに至った事例の紹介や、当初予算に対する附帯決議で条例整備を要望し、後の定例会で条例案を議案上程し可決制定した「子どものいじめの防止に関する条例」の施行例(日本で初めての子どもいじめ防止条例を制定)の取り組みの説明を受けた。

○議会改革アンケートについて

可児市議会が本格的に議会改革に取り組んだきっかけは、平成23年に行った市 民アンケートの結果が契機である。それ以前には議会活性化特別委員会で議論は 重ねてきたが、平成22年7月の改選期に8名の新人議員が当選した。多くが民間 出身で議会の意識も変化した事から、市民の議会に対する意識や関心の現状を調 査するために、20歳以上の市民 2,000人を対象に有志議員による議会基本条例調 査研究プロジェクトチームが主体となって、平成 23 年に行った。全議員が政務調査 費から支出予算を確保し、質問選定から封入・郵送・集計分析に至るまで、すべて 全議員が実施した。回収率は810件、回収率は40.6%の調査結果であったが、内 容の結果は市議会に関心がない36.7%、議員の活動内容を知らない64.2%、 一方で市民の声が市議会に反映されていると感じている6.4%という厳しい結果 に、議会改革を進める必要性を再認識し、各事業を実施、その後にも調査を実施し ている。議会だよりを読んでいる方や、市民の意見を聴く意見交換会の関心や議員 の資質向上への調査結果に基づき、議会改革の取り組みとして「議会の見える化」 の推進として情報公開の徹底や「議会だより」を軸としたわかりやすい広報の展開や 市民の意見を聞く意見交換会の充実を図るべきと、次のような取り組みを行ってき た。

○高校、大学との議会との連携について

まず、議会報告会でコメントをもらうなどの縁があったことから、市議会の有志が 大学の先生のゼミに10回くらい参加して勉強をした。先生は東海地方で地方自治に 関する何かがあれば必ずコメントをマスコミ等から求められる著名な先生である。

高校生議会は、高校生が大学進学や就職によって市外へ流出する前に、さまざまな職業や経験がある大人と接する機会を設けることで、地域に対する愛着や当事者意識を高めること、地域のさまざまな課題の解決に必要な広い視野や高い専門性を身に着けさせ、ふるさと可児市の持続的な発展に寄与する人材の育成を行うことを目的とし、地方再生事業の一環として、平成26年から開催している。当初より3つ課題を設けて可児高校の生徒を対象に、①地域医療、②子育て、③税金の設問について、行政のクロスワード手法により議論をし、議場において発表を行うという形をとった。そして地域課題に若い世代が関わる機会を設ける高校生議会「地域課題懇談会」を設け、可児市の魅力を知る場としてのキャリア教育を推進してきた。その成果は模擬選挙や本選挙の投票率に表れている。

○ママさん議会について(子育て議会)

高校生議会に次いで、子育て世代の意見を市政に反映するための取り組みの一つとして平成 28 年度に開催した。

事前にワークショップを開催して子育て世代の女性から率直な意見を聴取すると ともに、若い世代の議会への関心を高めるため、将来子育て世代となる高校生にフ アシリテーターを行ってもらい開催した。議会当日には建設中の駅前子育て拠点施設の運営、ソフト事業について意見交換を行い、子育て環境等について子育て世代のママさん議員より「子育て世代の女性の声を聞く機会を設けることについての意見書」を提出し、全会一致で可決した。成果としては意見交換会を通して多様な意見を把握し、結果として意見書を提出し、銀行ATMの設置や施設内飲食店での飲酒等ができるようにという要望が実現できた。

〇議会報告会について

議会報告会は、現在グループ討議方式で春と秋の年2回開催している。

○議会運営委員会の構成について

議会の運営等は議会運営委員会が中心として行っていることから、4 常任委員会の委員長と会派代表から構成し、議会改革等で行う内容は議会運営委員会で決めている。

〇予算決算委員会の審査について

予算決算委員会の審査では、質疑を通して議会報告会・地域課題懇談会等の意見反映を求めて提言をまとめ、全会一致を原則に市長に通知し、予算審査では提言反映結果報告を示し、決算審査では提言対応結果報告を求めている。

また、全国では初めてであるが、委員会代表質問を行うことや専門家による調査機関の設置等を、議会基本条例を改正し明記している。

○外部評価の取り組みについて

可児市議会の 4 つのサイクルによる取り組みを検証するために、平成 29 年度から事業別評価を実施している(平成 29 年度は議会報告会、地域課題懇談会)。

可児市議会と交流のある名城大学昇教授ゼミ生に事業に参加してもらい、その事業がねらいどおりに行われたかどうか、分析・検証するための評価シートを作成した。今後、対象事業を増やし、可児市議会全体の客観的な評価につなげていきたいとの説明でありました。

- ○今後の取り組み予定について
 - ◇議員定数報酬の調査研究の継続
 - 議員対象の活動量調査の実施
 - ◇地域課題懇談会
 - ・高校生議会(高校生による活動報告と意見交換)
 - 各種団体と高校生、議員による地域課題に関する意見交換
 - •18 歳選挙権に関する出前講座
 - ・ママさん議会の実施
 - ◇若い世代との条例づくり
 - 若い世代と大人が関わり、公聴する仕組みを条例化

考 察

- 1. 地勢的な独自性を捉えた積極的な議会改革の精神を、議員・事務局職員ともに共有している感が伝わってくるとともに、特別委員会の多さが、議員の兼任や職員の事務手数などを含めて検討が必要と考えます。
- 2. 本市議会も、議会改革に取り組み、市民の声に耳を傾け、執行部と議論を交わし、 開かれた議会運営に心がけているところですが、まだまだ未成熟であり、改革課題も 多いことは否めない現実であります。今回の北名古屋市の「議会モニター制度」は本 市議会としても市民協働のもと、開かれた議会運営を目指す上で参考にすべき点が多 くありました。これから、本庁舎建設に伴い、議場が一新されますが、議会も、新しい時 代と向き合う仕組みを見出すヒントをいただいたと受け止めました。
- 3. 説明の一つ一つに、熱心な取り組みを行ってきたことがひしひしと感じられ、大変な 驚きとともに感銘いたしました。私たち大崎市議会は結構進んでいるなと受け止めてお りましたが、可児市議会のこれまでの議会改革の取り組みを拝聴して、大崎市議会で も、もっと議論を深めていく必要性と事業の展開を図らなければならないと強く感じた 次第です。

全国に数ある先進事例の中で可児市議会で携わってきた説明員の2名の可児市議会議員に感謝しております。

議会改革に終わりはない、足を引っ張るより手を引っ張れとの考えがすべてに共通 する言葉として、大崎市議会も取り組んでいくべきであると思いました。

今後はみんなで研鑚を重ねて行こうと働きかけて議会改革の取り組みを前進させて いきたいと思います。